

政令番号251 フェニトロチオン (MEP)

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道					2.5E+0	8.1E+0	10.6	10.6
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						1.4E+2	140.0	140.0
8	茨城県						1.5E+1	15.0	15.0
9	栃木県								
10	群馬県						5.0E-1	0.5	0.5
11	埼玉県						1.4E+1	14.0	14.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県						2.7E+1	27.0	27.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県					1.0E-1	2.9E+1	29.1	29.1
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県						2.1E+2	205.3	205.3
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						1.7E+3	1,723.0	1,723.0
35	山口県						3.5E+2	350.0	350.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県					4.0E-1		0.4	0.4
41	佐賀県	1.0E-1			0.1		8.0E-1	0.8	0.9
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県						2.3E+0	2.3	2.3
47	沖縄県								
全国		1.0E-1			0.1	3.0E+0	2.5E+3	2,518.0	2,518.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。